樞密金第二奏寺中ナリ

右及申(通)報候也

要求書

一、本給賃銀ヲ開始スル時ヨリ
二、臨時休業ノ場合ト雖モ毎日給金額ヲ給スル事ヨ
三、傷病其ノ他ノ事由ニ依リ一日金五拾銭ヲ
四、服務ノ証明ヲ為スヘキヨ
五、日給不明ノ者ニ対シテハ時日給額ヲ明示スヘキヨ
六、少年工ノ賃銀ハ最低一円トスヘキヨ
七、労働時間ハ八時間ニシテ其ノ場合ニ於ケル給金額ヲ支払フヘシ
八、銀座傷害保険ハ工場主全額負担スヘキヨ
九、休日ハ一ケ月二回ニシテ、其ノ場合ニ於ケル給金額ヲ支払フヘシ
十、終身十年ニ亘リ二回ニ限リ無賃ニテ旅行セシムヘキヨ
十一、工場ハ絶対ニ安全ナル構造ニスヘキヨ
十二、危険ナル印刷機械、設備ニ完全ナル
十三、一ケ年ノ平均休ミ時間ヲ一時トスヘキヨ
右ノ通リ要求ス

昭和二年二月九日

金属大工場従業労働組合(豊陽川支部)
兼東京印刷所従業労働組合(豊陽川支部)工場主
中村真一殿

6.3.20
争2273

労秘第九五七号

昭和六年三月十六日

警視総監 九山鶴吉

内務大臣 安達謙蔵殿
社会局長官 殿

靈岸印刷所労働争議ニ関スル件(第二報解決)

標記労働争議ハ去ル二月十三日左記覚書條件ニ依リ円満解決セリ

記

覚書

一、東京市深川区豊吹町一五七 豊岸印刷所従業員一同(以後従業員ト称ス)ト中村亮ト(以後甲ト称ス)ノ間ニ左ノ契約ヲナス